

特定漁港施設の運営の事業認定について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第1項の規定により、下記のとおり認定したので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により公表します。

平成28年7月8日

記

- 1 申請者の名称
株式会社あかふさ食品
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称
水産加工事業
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容
気仙沼市内から原料調達を最優先とし、気仙沼ブランドの水産加工物を生産・販売する。

4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容

(1) 名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規模	構造
水産加工場用地	2,029.12m ²	更地
水産加工場用地に係る盛土	3,446.34m ³	土砂

(2) 配置図

別図に示すとおり。

(3) 貸付けを受けようとする期間（予定）

平成28年8月15日～平成38年8月14日

(4) 利用形態

当該用地において水産加工場を建設し、利用する。

5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者が、この水産加工事業を運営することにより、地域水産物の高付加価値化、気仙沼ブランドの構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができる。

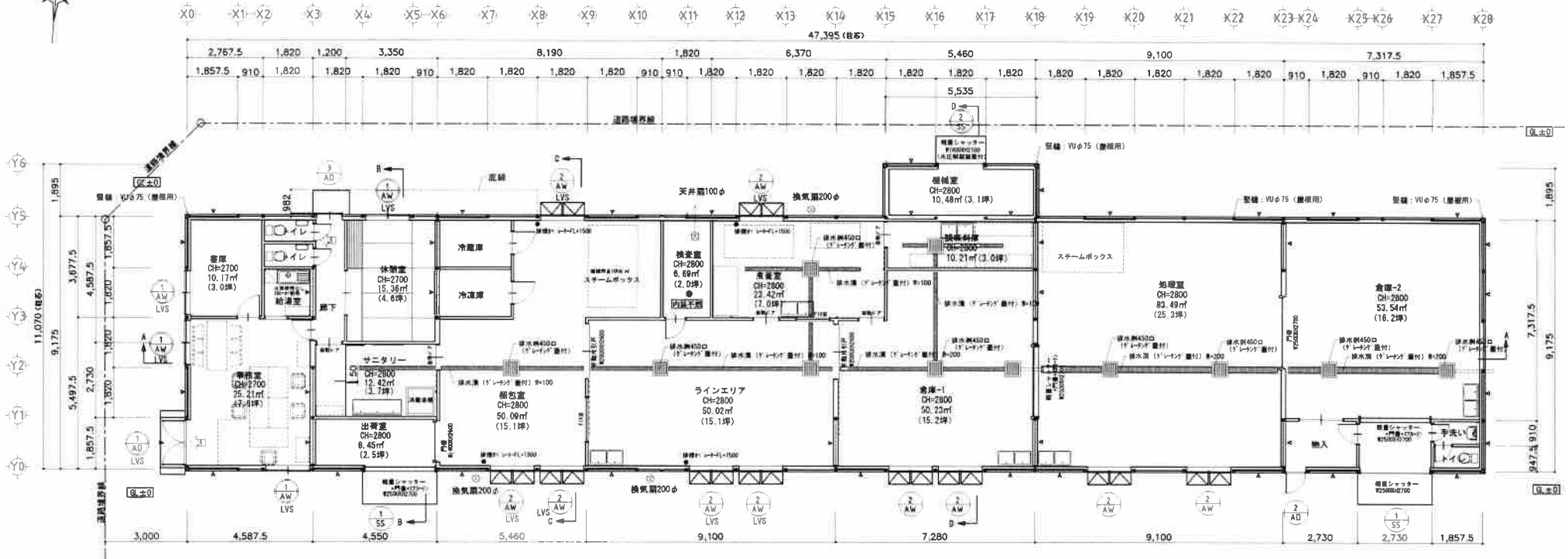
6 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理経過

平成28年6月23日から7月4日まで、宮城県農林水産部水産業基盤整備課において公衆の縦覧に供した。

なお、縦覧期間中、意見書の提出は無かった。

7 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2及び漁港漁場整備法施行規則第11条の5に定める事業者の基準に適合しており、本事業の運営により、地域水産物の高付加価値化、気仙沼ブランドの構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができる。



※ 1SL=GL+100 (事務所部分GL+150)

1階平面図 S=1/100

- ※△は壁ブレース (H12) の位置を示す
- 門扉：シートシャッター→エアカーテンの組み合わせ
- ④±0 設計GLからの地盤高さを示す。
- L：採光に有効となる開口部
- V：換気有効となる開口部
- S：採暖に有効となる開口部 (無窓の居室の判定)
- ④ 消防用開口を示す

- 凡例
- ：非常用照明設備を示す。
 - ⊖：天井層
 - ：密閉換気扇
 - ：給気口
 - ⊖：遮熱断熱層
 - ⊖：消火器 (ABC 10型)

- ① AD アルミ複層開閉戸
W=1,568XH=1,981
層間ガラス t=5
- ① AW アルミ複層窓
W=1,600XH=1,300
層間ガラス t=3
- ② AD アルミ複層開閉戸
W=690XH=1,948
上層：密閉ガラス t=4
下層：アルミパネル
- ② AW アルミ複層窓
W=1,600XH=1,450
アルミパネル
- ③ AD アルミ複層開閉戸
W=7,000XH=1,950
層間ガラス t=4
- ① SS 縦型吊りシャッター
W=2,500XH=2,700
スラット：化粧鋼板 t=0.6
- ② SS 横型吊りシャッター
W=1,600XH=2,100
スラット：化粧鋼板 t=0.6

コマツハウス株式会社 一級建築士事務所

あかふさ食品
工場棟 新築工事

2016.02.05

BA-H

平面図

図番 1/100
A3:1/150
A-005

発行No. 12S0602401